

産業建設委員長報告

産業建設委員長 宅川 靖次

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第29号「鳴門市営住宅条例の一部改正について」ほか議案3件であります。

当委員会は、3月4日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、議案第29号「鳴門市営住宅条例の一部改正について」は、施設の老朽化による維持費の増加や市営住宅の入居率の低下などに伴い、入居者の負担が増加している状況を鑑み、入居者の負担を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、入居者負担の一部を市が負担する判断基準について質疑があり、理事者からは、前年度と比較し、共益費が1,000円以上上昇した分について、その増加分を市が負担する形で検討している。また、入居率の低下により1人あたりの共益費の負担が増加することから、入居率が50パーセントを下回った場合には、市が一部を負担する形で検討している、との説明がありました。

また、委員からは、市が一部負担をする場合の判断基準の明記について質疑があり、理事者からは、現時点で対外的には規定しておらず、今後、内部基準として判断基準の整備を行うように考えている、との説明がありました。

次に、委員からは、具体的な共益費について質疑があり、理事者からは、電気や水道の使用料が共益費の主であり、市営住宅ごとに共益費の差はあるが、1か月あたり2,300円から3,000円程度である、との説明がありました。

次に、委員からは、共益費の計算方法について質疑があり、理事者からは、鳴門市営住宅条例第20条第3号に規定されている共同施設等にかかる費用については、居住人数に応じて按分し、徴収している。また、同条第4号の団地清掃については、現在、住居者の方がボランティアで清掃を行っているため、共益費として徴収していない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号「市道路線の認定について」は、市道路線の認定にあたり、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、新たに市道路線を認定する場合について質疑があり、理事者からは、本市にて道路認定要綱を定めており、幅員や側溝、舗装など、市道として認定するための基準を満たす道路にしなければならない、との説明がありました。

また、委員からは、道路の幅員について質疑があり、理事者からは、水路部分についても路肩として含んでおり、市道路線認定における幅員として算入している。また、幅員については現地で実測を行い、通行に使用することができる幅を計測した上で、幅員としてみなしている、との説明がありました。

次に、委員からは、本市における市道の全長について質疑があり、理事者から

は、現在認定している市道路線の全長は約 600 キロメートルある。また、今回の市道路線の認定を承認いただいた場合は、現状の約 600 キロメートルに追加される形となる、との説明がありました。

次に、委員からは、市道路線認定されていない道路について質疑があり、理事者からは、本市では、開発行為により寄附された道路については、道路用地として土木課がリストを管理している。その後、市道路線認定の基準を満たしているのか定期的に調査を実施しており、2年に1度、議会に諮るかたちをとっている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号「公の施設の区域外利用に係る協議について」は、北島町との共同浄水場の供用開始に当たり、本市の既存施設の区域外利用について、地方自治法第244条第2項の規定により北島町と協議を行うため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、共同浄水場の使用について質疑があり、理事者からは、共同浄水場の整備などについて、北島町とさまざまな観点から検討や協議を重ねた中で、供用開始までに、議会の議決が必要となった、との説明がありました。

また、委員からは、共同浄水場の維持管理について質疑があり、理事者からは、維持管理費について、本市と北島町の責任区分の中で按分する部分もあるが、両者が共同で維持管理を行っていく、との説明がありました。

次に、委員からは、施設管理を行う職員について質疑があり、理事者からは、本市職員と北島町職員が同じ浄水場に集まり、共同で維持管理を行う予定である、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号「松茂町ほか二町ボートレース事業組合と鳴門市との間におけるモーターボート競走施行に関する事務の受託に係る協議について」は、モーターボート競走施行に関する事務の委託を松茂町ほか二町ボートレース事業組合から受けることについて、地方自治法第252条の14の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、事業組合への繰出金について質疑があり、理事者からは、リニューアルオープン以前において売上額が最大であった平成8年度は、本市と松茂組合の合計で約523億円あり、そのうち、繰出金は約2億2,000万円であった。一方で、平成22年度の売上額が本市と松茂組合の合計で183億円と最少となり、その際の繰出金は約600万円であった、との説明がありました。

また、委員からは、繰出金における繰出率について質疑があり、繰出率の計算方法は自治体によってさまざまであり、ボートレース開催日数が本市と同日の組合で比較しても事業組合の繰出金は高くなく中間ぐらいである、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。